

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月3日	
寝屋川市長 殿	提出者  住所 大阪府大阪市中心区上本町西2丁目6番25号 氏名 北斗工業エンジニアリング株式会社 代表取締役 齊藤元彦 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 06-6762-2882 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。
事業場の名称	寝屋川玉泉院建替計画に伴う既設建物解体工事
事業場の所在地	大阪府寝屋川市仁和寺町295-1、296-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	4,514百万円（令和5年度元請完成工事高）
③従業員数	69人（令和6年3月31日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添2 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	3.00 t	124.50 t
	(これまでに実施した取組) 社内研修により社員の意識改革に努め、産業廃棄物の発生抑制を心がける。ダンボールや解体時に発生したスクラップを売却する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	2.70 t	112.05 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も社内研修を行い、さらなる産業廃棄物の発生抑制を目指す。引き続き、ダンボールやスクラップを無駄なく売却する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ダンボール、スクラップ、石膏ボード、木材、廃プラスチックを分別する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ダンボール、スクラップ、石膏ボード、木材、廃プラスチックを分別する。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

繊維くず	廃石膏ボード	コンクリート片	その他がれき類
12.00 t	65.40 t	5,565.84 t	456.00 t

②計画

繊維くず	廃石膏ボード	コンクリート片	その他がれき類
10.80 t	58.86 t	5,009.26 t	410.40 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品	
186.55 t	26.64 t	0.45 t	t

②計画

建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品	
167.90 t	23.98 t	0.41 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
	取組なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
	取組なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
該当事項なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
該当事項なし			

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	－	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	t
	（これまでに実施した取組） 該当事項なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当事項なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全 処 理 委 託 量	3.00 t	124.50 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3.00 t	124.50 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） 過去に弊社と委託契約を締結し、適正に産業廃棄物処理を行った産業 廃棄物許可業者から意識的に選定する。新規業者の場合はホームペー ジや紙面の会社概要を確認してから選定する。最終処分場の現地確認 を行う。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

繊維くず	廃石膏ボード	コンクリート片	その他がれき類
12.00 t	65.40 t	5,565.84 t	456.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
12.00 t	65.40 t	5,565.84 t	456.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品	
186.55 t	26.64 t	0.45 t	t
0.00 t	23.68 t	0.00 t	t
186.55 t	0.00 t	0.45 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	全 処 理 委 託 量	2.70 t	112.05 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2.70 t	112.05 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 過去に弊社と委託契約を締結し、適正に産業廃棄物処理を行った産業 廃棄物許可業者から意識的に選定する。新規業者の場合はホームペー ジや紙面の会社概要を確認してから選定する。可能な限り、優良業者 を選定するよう努める。最終処分場の現地確認を行う。		
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画

繊維くず	廃石膏ボード	コンクリート片	その他がれき類
10.80 t	58.86 t	5,009.26 t	410.40 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
10.80 t	58.86 t	5,009.26 t	410.40 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第5面－3)

②計画

建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品	
167.90 t	23.98 t	0.41 t	t
0.00 t	21.31 t	0.00 t	t
167.90 t	0.00 t	0.41 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

- ①産業廃棄物許可業者との処理委託契約の締結
委託先の許可内容の確認
許可者、許可の有効期限、事業の範囲、取り扱う産業廃棄物の種類、運搬車両、
積替保管施設の有無、処理施設の種類、処理能力、処理施設の現地確認
- ②コンテナ設置
分別の徹底
- ③現場での産業廃棄物発生
- ④契約締結した産業廃棄物許可業者(収集運搬業者・処分業者)への処理委託
電子マニフェスト運用業者の選定
紙マニフェストの場合は、マニフェスト交付、マニフェスト管理台帳への記載、
処理状況の確認

別添 2 管理体制図

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		北斗工業エンジニアリング㈱代表取締役
廃棄物担当		組織名:廃棄物管理委員会 組織人数:4人(代表取締役・取締役開発部長・工務課長・現場代理人)
役割	廃棄物管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の再生利用、中間処理、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長-代表取締役 ・管理委員-取締役開発部長 ・委員-工務課長、現場代理人
	廃棄物管理委員	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各事項の決定、承認
	委員 (主に現場代理人)	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握 ○産業廃棄物処理状況の把握 ○処理業者・再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項

廃棄物管理体制図

